

手数料の返還について

ご紹介した求職者の自己都合による退職または本人の責めに帰すべき事由による解雇については、その期間に応じて以下の割合で支払われた人材紹介手数料を返還するものとしております。

・退職又は解雇までの雇用期間が2週間以内の場合	100%
・退職又は解雇までの雇用期間が2週間を超え、1ヶ月以内の場合	75%
・退職又は解雇までの雇用期間が1ヶ月を超え、2ヶ月以内の場合	50%
・退職又は解雇までの雇用期間が2ヶ月を超え、3ヶ月以内の場合	25%
・退職又は解雇までの雇用期間が3ヶ月を超えた場合	返還金なし